

皆さんのプライバシーを守るための「個人情報保護制度」

☎相談・情報課☎内線2215

市では、皆さんのプライバシーに関する情報を非常に多く保有していますが、こうした個人情報や特定個人情報を保護するため、収集する情報の内容やその利用・管理の方法などについてのルールを定めています。

市はどのような個人情報を保有しているのか…

市役所の各課が新たに個人情報を収集する場合は、どのような個人情報を、どのような目的で、いつから、どのような形態で、どこの課で管理するかを記載した「個人情報取扱事務届出書」を作成し、市長の下に集約しています。令和2年度に作成した新規の届出書は表4のとおりです。

個人情報をほかの部署や国・東京都が利用することは…

市が保有する個人情報は、たとえ市役所内部の部署間であっても、収集したときの目的を超えて利用すること(目的外利用)は禁止しています。また、国や東京都などの外部の組織に提供すること(外部提供)も禁止しています。

しかし、例外として、法令に基づく場合や個人情報保護委員会の承認を得た場合などには、目的外利用や外部提供を行う場合があります。2年度の目的外利用と外部提供の状況は表5のとおりです。

自分の個人情報がどのように管理されているのかを知るには…

自身の個人情報がどのように管理されているのかを知りたい場合は、個人情報の開示請求を行うことができます。2年度の開示請求の状況は表6のとおりです。

表4 新規の個人情報取扱事務届出書の内訳

所管	届け出件数	個人情報を取り扱う事務の名称
特別定額給付金事業推進室	1	特別定額給付金事業に関する事務
生活経済課	2	小規模事業者経営支援給付金給付事業 プレミアム付商品券事業に関する事務
子育て支援課	3	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 子どものための給付金給付事業 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業
スポーツ推進課	1	走ってつながる「みたかバーチャル市民駅伝大会」事業
総務課	2	学校徴収金集金・収納事務 学習支援クラウドサービス利用事務

個人情報非開示の場合の救済制度は…

個人情報が開示されなかったことに不満がある場合は、市に審査請求をすることができます。市は個人情報保護審査会に諮問し、審査会では非開示の決定が適切であったかどうかを審査します。2年度は、個人情報保護制度に対する審査請求が1件あり、審査会を1回実施しました。

特定個人情報はどのように取り扱われているのか…

特定個人情報とは、マイナンバーを含む個人情報のことです。特定個人情報は従来の個人情報と違い、本人の同意があっても「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」で認められた事務でしか利用や提供ができないなど、より厳格なルールの下で取り扱われています。

特定個人情報についても、新たに情報を収集する場合や既存の事務に変更があった場合は「特定個人情報取扱事務届出書」を作成しています。2年度は新規の届出書の作成を行いませんでした。

表5 目的外利用と外部提供の項目別内訳

根拠規定	目的外利用	外部提供
法令に基づくもの	32	57
緊急でやむを得ないもの	6	1
本人の同意を得たもの	23	34
個人情報保護委員会の承認を得ているもの	42	27

表6 開示請求の状況

請求件数	処理状況(注1)					審査請求
	開示	一部開示	非開示	不存在	取り下げ	
59	35	19	3	20	2	1

(注1) 1件の請求に対して複数の処理が行われる場合があるため、請求件数とは一致しません。

厳しい制限を設け適正に管理しています

コンピューターによる個人情報処理状況

☎情報推進課☎内線2143

市では「三鷹市個人情報保護条例」「三鷹市特定個人情報保護条例」で、コンピューター処理による個人情報や特定個人情報の取り扱いについて、特に厳しい制限を設けるとともに、情報セキュリティマネジメントシステムの認証の取得や特定個人情報保護評価の実施により、適正な運用を図っています。

4月現在、市がコンピューターで個人情報や特定個人情報を処理している主な業務と記録項目は表8のとおりです。

また、市と接続先との通信回線の結合により個人情報の処理を行っている主な業務は表9のとおりです。高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを使用し、適正に運用しています。

表8 コンピューター処理の主な業務と記録項目

個人情報	
業務名	主な記録項目
戸籍事務	本籍、構成員氏名
印鑑登録に係る事務	印影、登録番号
選挙人名簿に関する事務	氏名、投票区
災害情報の収集に関する事務	被害発生箇所の住所、被害内容
災害時被災者再建支援業務に関する事務	氏名、生活再建支援状況
母子保健モバイルサービスに関する事務	子の生年月日または出産予定日、子の性別
空き家などの対策に関する事務	空き家の所在地、土地、家屋所有者氏名
子ども家庭に関する相談事務	世帯員の氏名、対象児との関係、相談の種類、概要

特定個人情報	
業務名	主な記録項目
住民基本台帳事務	氏名、住所、個人番号
個人番号通知および個人番号カード交付に関する事務	氏名、住所、個人番号
個人住民税の賦課に関する事務	総所得、年税額
国民健康保険に関する事務	保険者番号、所得情報
障害者手帳に関する事務	申請種別、交付年月日
介護保険制度に関する事務	資格、認定理由
生活保護に関する事務	申請理由種別、支給情報
児童手当・特例給付の支給に関する事務	対象児童、受給者番号

表9 通信回線の結合により個人情報の処理を行っている主な業務と接続先

業務名	接続先
住民基本台帳ネットワークシステム業務	住民基本台帳ネットワーク都道府県サーバー
公的個人認証サービス業務	地方公共団体情報システム機構公的個人認証サーバー
個人番号カード関連業務	地方公共団体情報システム機構カード管理業務サーバー
東京電子自治体共同運営電子申請・電子調達サービス業務	東京電子自治体共同運営協議会管理運用サーバー
マルチペイメントネットワークを利用した収納業務	マルチペイメントネットワーク収納機関共同利用センターサーバー
地方税電子申告業務および国税連携業務	地方税共同機構地方税電子申告サーバーおよび国税連携サーバー
コンビニエンスストアにおける証明書交付業務	地方公共団体情報システム機構証明書広域交付センター広域交付サーバー

住民基本台帳ネットワークシステムなどの運用状況

☎市民課☎内線2326

同システムは、皆さんの住民基本台帳情報のうち、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードといった基礎的な情報を全国的にコンピューターでネットワーク化し、さまざまな行政機関が本人確認をする必要があるときに参照できるようにしたものです。これによって、パスポートの申請や年金の現況届など、今まで行政機関への申請や届け出の際に必要とされていた住民票の写しの提出が不要になりました。

令和2年度は、届け出による住民基本台帳情報の変更など、別表1のとおり46,896件の更新処理を行いました。また、マイナンバーカードなどの交付件数は、別表2のとおりです。

別表1 2年度の住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報更新処理件数

	更新処理件数			更新処理件数			更新処理件数	
	月	更新処理件数		月	更新処理件数		月	更新処理件数
令和2年	4月	5,774	2年	8月	3,665	2年	12月	3,390
	5月	2,652		9月	3,526		1月	3,047
	6月	3,312		10月	3,536		2月	3,921
	7月	3,593		11月	3,324		3月	7,156
	合計	46,896件						

別表2 マイナンバーカードなどの交付件数

年度	マイナンバーカード交付件数	住民票の写しの広域交付件数
平成30年度	4,859	167
令和元年度	5,660	148
2年度	19,696	220